

「多文化保育」をめぐる一考察

A Study on the Early Childhood Education and Care for Diversity

末藤 美津子

Mitsuko Suefuji

〈摘要〉

近年、日本には多くの外国人が暮らしており、保育所や幼稚園に在籍する子どもの数も増えてきている。そこで、本稿ではまず、多文化保育に関わる行政の指針を明らかにするため、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令において、多文化共生の理念がどのように示されているのかを検討する。次に、保育現場における多文化保育の実態に関する先行研究を整理し、そこから保育者の「困り感」とそれを解決するための工夫を見ていく。最後に、保育者養成課程における講義科目「多文化保育」の現状と課題を分析し、将来、保育の現場で働くことを目指している学生が多文化保育に関する理論と実践を学ぶことの意義を考察する。

(キーワード) 多文化共生 外国にルーツをもつ子ども 3法令 保育者の「困り感」 保育者養成

はじめに

近年、増加傾向が続いていた在留外国人の数は、2020年以降、新型コロナウイルス感染症の広まりを受けて若干減少傾向にあり、2021年6月末には前年末より6万3,551人減少し282万3,565人となった。そのうち、0歳から5歳までの在留外国人の乳幼児の数は10万5,216人となっている⁽¹⁾。

保育所に通っている外国人の子どもに関する大規模な調査としては、日本保育協会が2008年8月に全国の自治体(都道府県、政令指定都市、中核市、計103自治体)に実施した調査がよく知られている。それによると、外国人児童が入所している保育所は、22都道府県(46.8%)、9政令指定都市(52.9%)、19中核市(47.8%)の計50自治体(48.5%)で、公立保育所1,647カ所、私立保育所1,662カ所の計3,397カ所で外国人保育が実施されていた。保育所に入所している外国人児童数は13,337人で、国籍は67カ国に及び、最も多いのがブラジル、次いで中国・台湾・マカオ、ペルー、フィリピンであった。また、「外国人保育についてのガイドラインがある」と回答したのは、大阪府内の大阪市、東大阪市の2自治体のみ

であった。ただし、これらの数字は調査時点で各自治体が把握している状況であり、実際には把握が追いついていない懸念も指摘されている⁽²⁾。

一方、幼稚園及び認定こども園に通っている外国人の子どもに関しては、全国幼児教育研究協会が2016年10月から11月にかけて実施した調査がある。この調査は、ほとんど同じ国籍（母語）の人々が一カ所に集中して居住している地域（群馬県、愛知県、滋賀県）、多くの外国人家庭が単独・個別に生活している都市部の地域（東京都、神奈川県、大阪府、福岡県）、外国人がほとんど住んでいない地域（岩手県）という条件で8都府県を選び、その中で外国人居住率が高い地域の幼稚園等1,079園を調査対象としている。回答のあった494園の幼稚園及び認定こども園のうち、全体の54.0%に当たる267園に合わせて312名の外国人幼児が在籍しており、東京都、愛知県、神奈川県の順に外国人幼児が在籍する園が多かったことが報告されている⁽³⁾。

ところで、こうした外国にルーツをもつ子どもの保育をめぐるのは、通常、多文化保育あるいは多文化共生保育という言葉で語られている。萩原元昭は多文化保育を、「保育者が保育の過程において平等と共生さらに人間としての尊厳のもとに、人種、民族、社会、経済階層、ジェンダー、障害等の差別にかかわる社会問題に取り組み、生涯にわたる学習の初期段階として、幼児に対し、地球市民としての資質、すなわち民主的な判断力を育成する保育実践」ととらえている⁽⁴⁾。これは、1960年代以降にアメリカで広まりを見せた多文化教育、さらには1980年代以降にルイズ・ダーマン・スパークス（Louise Derman-Sparks）らによって提唱されたアンチバイアス・カリキュラムの理念を踏まえたものであり、多文化保育を論じる研究者の間で広く共有されている⁽⁵⁾。一方、日本における多文化共生保育に関する約50本の論文に目を通したト田真一郎は、「一口に『多文化共生保育』といってもそれが意味している内容は極めて多様であり、-----『多文化共生保育』が意味することの範囲の広さを視野にいれた整理が必要である」とも指摘している⁽⁶⁾。

そこで本稿は、まず多文化保育に関わる行政の指針を検討し、次に保育現場における多文化保育の実態に関する先行研究を整理し、最後に保育者養成課程における講義科目「多文化保育」の現状と課題を明らかにする。

I. 3法令にみられる多文化共生の理念

保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令において、多文化共生の理念がどのように示されているのかを検討する。3法令をつぶさに見ていくと、多文化共生に関わる記述は、「様々な文化や伝統に親しむ」、「国籍や文化の違いの承認と尊重」、「性差や個人差への配慮」、「障害のある幼児（園児）や海外から帰国したり外国につながる幼児（園児）への特別な配慮」、「外国にルーツをもつ家庭への特別な配慮」とい

う5点に集約できるように思われる。そこで、これらを以下、順に紹介していく。

1. 様々な文化や伝統に親しむ

保育所保育指針の「第2章 保育の内容」の「3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」の「(2) ねらい及び内容」の「ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」」の内容⑥に以下のような記述がある⁽⁷⁾。

日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。

この項目については、以下のような解説が付されている⁽⁸⁾。

なお、身近な地域社会の文化や伝統に触れる際には、異なる文化にも触れるようにすることで、より豊かな体験にしていくことも考えられる。

さらに続けて、内容の取扱い④には以下のような記述がある⁽⁹⁾。

文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。

この項目の解説には、「幼児期にこのような体験をすることは、将来の国民としての情操や意識の芽生えを培う上で大切である」と記されている⁽¹⁰⁾。こうした二つの項目においては、異文化接触の機会を通して、子どもが社会の一員であるという意識をもち、さらには地域社会や日本の国のことにとどまらず、広く国際的な視野をもつように援助していくことが保育者に求められている。

幼稚園教育要領においては、「第2章 ねらい及び内容」の「第2節 各領域に示す事項」の「3 身近な環境との関わりに関する領域「環境」」の内容(6)と解説に同様の記述があり⁽¹¹⁾、内容の取り扱い(4)と解説にも同様の記述がみられる⁽¹²⁾。ただし「子ども」は「幼児」、「保育士等」は「教師」、「保育所」は「幼稚園」と記載されている。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、「第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項」の「第4節 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容」の「2 各領域に示す事項(3) 身近な環境との関わりに関する領域「環境」」の「[内容](6)と解説にも同様の記述があり⁽¹³⁾、[内容の取り扱い](4)にも同様の記述がみられる⁽¹⁴⁾。ただし、「子

ども」は「園児」、「保育士等」は「保育教諭等」、「保育所」は「園」と記載されている。

2. 国籍や文化の違いの承認と尊重

保育所保育指針の「第2章 保育の内容」の「4 保育の実施に関して留意すべき事項」の「(1) 保育全般に関わる配慮事項」のオに以下のような記述がある⁽¹⁵⁾。

子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

この項目はまさに多文化共生の理念の中核となるものであることから、解説の全文を以下に引用する⁽¹⁶⁾。

保育所では、外国籍の子どもをはじめ、様々な文化を背景にもつ子どもが共に生活している。保育士等はそれぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育を進めていくことが求められる。

例えば、外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったりするなど、保育において子どもや保護者が異なる文化に触れる機会をつくるといったことが考えられる。文化の多様性に気付き、興味や関心を高めていくことができるよう、子ども同士の関わりを見守りながら、適切に援助していく。その際、外国籍の子どもの文化だけでなく、宗教や生活習慣など、どの家庭にもあるそれぞれの文化を尊重することが必要である。

保育士等は、自らの感性や価値観を振り返りながら、子どもや家庭の多様性を十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことに努めることが求められる。

保育所保育指針のなかでも多文化共生保育の必要性が明確に述べられていて、保育者の取り組みについてもかなり具体的に提示されていることから、注目すべき項目となっている。

幼稚園教育要領には対応する項目が見当たらないが、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、「第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項」の「第5節 教育及び保育の実施に関する配慮事項」の「2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全般における配慮事項 (5) 国籍や文化の違い」に同様の記述がある⁽¹⁷⁾。ただし、「子ども」は「園児」、「保育所」は「幼保連携型認定こども園」、「保育士等」は「保育教諭等」と記載されている。

3. 性差や個人差への配慮

保育所保育指針の「第2章 保育の内容」の「4 保育の実施に関して留意すべき事項」の「(1) 保育全般に関わる配慮事項」の次に以下のような記述がある⁽¹⁸⁾。

子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

この項目もまた、差別や偏見の除去という多文化共生保育の理念が明確に示されていることから、解説の全文を引用する⁽¹⁹⁾。

保育所において、「こうあるべき」といった固定的なイメージに基づいて子どもの性別などにより対応を変えるなどして、こうした意識を子どもに植え付けたりすることがないようにしなければならない。子どもの性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、一人一人の子どもの行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないように十分に配慮する。子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見をもったりすることがないように、人種に配慮した保育を心がけ、保育士等自らが自己の価値観や言動を省察していくことが必要である。

男女共同参画社会の推進とともに、子どもも、職員も、保護者も、一人一人の可能性を伸ばし、自己実現を図っていくことが求められる。

多文化共生保育を実現していくには、保育者には、子どもたちが差別や偏見をもたないように援助していくことと同時に、保育者自身も人種に配慮した保育を心がけ、常に自らの価値観や言動を省察していくことが求められている。しかも、ジェンダーにかかわらず、子ども、保育者、保護者のすべての者が自己を肯定的に受け止め、自己の思いや願いを実現していくことが推奨されていることから、この項目にも留意すべきであろう。

幼稚園教育要領には対応する項目が見当たらないが、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、「第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項」の「第5節 教育及び保育の実施に関する配慮事項」の「2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全般における配慮事項 (6) 性差や個人差」に同様の記述がある⁽²⁰⁾。ただし、「子ども」は「園児」、「保育所」は「幼保連携型認定こども園」、「保育士等」は「保育教諭等」と記載されている。

4. 障害のある幼児（園児）や海外から帰国したり外国につながる幼児（園児）への特別な配慮

幼稚園教育要領の「第1章 総説」の「第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導」では、障害のある幼児と海外から帰国した幼児のことが取り上げられている。「1 障害のある幼児などへの指導」には以下のような記述がある⁽²¹⁾。

障害のある幼児などへの指導に当たって、集団の中で生活することを通して、全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されていることから、この項目はこうした規定に沿った内容となっている。

一方、「2 海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応」には以下のような記述がある⁽²²⁾。

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

この項目については、以下のような解説が付されている⁽²³⁾。

様々な背景をもった幼児が生活を共にすることは、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながる。そのことは、幼児が一人一人の違いに気付き、それを受け入れたり、自他の存在について考えたりするよい機会にもなり得る。こうした積極的な意義を有する一方、幼児期は、外見など自分にとって分かりやすい面にとらわれたり、相手の気持ちに構わずに感じたことを言ったりする傾向も見受けられる。教師は、そうした感情を受け止めつつも、一人一人がかけがえのない存在であるということに気付くよう促していきたい。

海外から帰国した幼児、外国籍の幼児、国際結婚家庭の幼児など外国につながる幼児が幼稚園に在園するケースも増えてきたことから、こうした幼児の受け入れを通して、幼稚園での多文化共生の取り組みを進めていくことの必要性が説かれている。外国につながる幼児と共に生活することを契機に、子どもたちが一人一人の違いに気付き、それを受け入れるよい機会としていくことができることも提案されている。互いを認め合い、肯定的な関係を構築していこうとする、まさに多文化共生の理念が語られている。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、「第1章 総則」の「第2節 「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」等」の「3 特別な配慮を必要とする園児への指導」で、障害のある園児、海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児が取り上げられている。「(1) 障害のある園児などへの指導」⁽²⁴⁾、「(2) 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児の幼保連携型認定こども園の生活への適応」⁽²⁵⁾には、「幼児」を「園児」に変更しただけで同様の記述がみられる。

5. 外国にルーツをもつ家庭への特別な配慮

保育所保育指針の「第4章 子育て支援」の「2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援」の「(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援」のウに以下のような記述がある⁽²⁶⁾。

外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

この項目については、以下のような解説が付されている⁽²⁷⁾。

外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭等、特別な配慮を必要とする家庭では、社会的困難を抱えている場合も多い。例えば、日本語によるコミュニケーションがとりにくいこと、文化や習慣が異なること、家庭での育児を他に頼ることができないこと、生活が困窮していることなど、その問題も複雑化、多様化している。(中略)

こうした様々な問題に不安を感じている保護者は、その悩みを他者に伝えることができず、問題を抱え込む場合もある。保育士等は、保護者の不安感に気付くことができるよう、送迎時などにおける丁寧な関わりの中で、家庭の状況や問題を把握する必要がある。子どもの発達や行動の特徴、保育所での生活の様子を伝えるなどして子どもの状況を保護者と共有するとともに、保護者の意向や思いを理解した上で、必要に

応じて市町村等の関係機関やかかりつけ医と連携するなど、社会資源を生かしながら個別の支援を行う必要がある。

外国籍の家庭や外国にルーツをもつ家庭などには、特別な配慮が必要であると述べられており、さらにそうした家庭への対応については、保育者だけではなく、他の関係機関との連携も求められている。その意味では、地域社会における子育て支援が提言されているのである。

幼稚園教育要領には対応する項目が見当たらないが、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、「第4章 子育ての支援」の「第3節 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援」の「7 外国籍家庭などへの支援」には同様の記述がある⁽²⁸⁾。ただし、「保育士等」は「保育教諭等」、「子ども」は「園児」、「保育所」は「幼保連携型認定こども園」と記載されている。

6. 3 法令から浮かび上がってきた課題

このように3法令をつぶさに見ていくと、そこには、国籍、文化、ジェンダー、障害などの違いを認め、共生を目指していこうとする理念が明確に示されていることが読み取れる。だが、残念ながら、そこからは具体的な実践につながる手がかりはあまり見えてこない。「国籍や文化の違いの承認と尊重」という項目の中で、「外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったりする」という事例が紹介されているのが目につくぐらいである。具体的な方策が示されていない中で、保育者は多様な背景をもつ子どもや保護者に日々どのように向き合っているのだろうか。次章で見ていきたい。

II. 保育現場における多文化保育の現状と課題

ここでは、多様な背景をもつ子どもならびに保護者の中でも、外国にルーツをもつ子どもとその保護者に保育者がどのように対応しているのかを、先行研究から探っていくこととする。多文化共生保育に関する一連の先行研究を整理したト田真一郎が、「多文化共生保育の状況と課題の把握は、ニューカマーの子どもたちの受け入れによるさまざまな戸惑いや課題を中核にして取り組まれてきた」と述べているように⁽²⁹⁾、保育現場における保育者の戸惑いや「困り感」に多くの研究者の目が注がれている。以下、いくつかの先行研究から、保育者の「困り感」とそれを解決しようとする工夫を順に検討していく。

1. 保育者の「困り感」

2008年に日本保育協会が全国の103の自治体を実施した調査では⁽³⁰⁾、保育現場の一番大きな課題として「言葉が通じない」ことが挙げられている。日常的な保育の現場では、日本で生まれた児童と保育者とのやりとりは「日本語」で支障がないが、保護者とのコミュニケーションや事務連絡・確認においては、双方に言葉の問題が大きいことが指摘されている。また、「食」に関しては、宗教上から食べられない食材があるため、十分な事前の打ち合わせや除去食の実施が必要であることも明らかにされている。

2016年に外国人幼児を受け入れている1,079園の幼稚園ならびに認定こども園に質問紙調査を実施した全国幼児教育研究会は、そこから9園を選定し、2016年9月から2017年3月にかけて、園の概要、地域の実態、入園当初の幼児の様子、保護者の様子などの聞き取り調査を行っている⁽³¹⁾。外国人幼児を受け入れている園の保育者は、「言葉が通じず不安定になっている幼児への対応に苦慮している」、「同じ母語を話す幼児が複数在籍すると、日本語を習得するチャンスが少なくなる」、「皆で片付けるという生活習慣の違いが理解されにくい」、「保護者は日本語が分からず、幼稚園の生活の決まりに対する理解や協力が得にくい」といった「困り感」を語っている。

品川ひろみは、2016年に外国人集住地域である群馬県大泉町と東京都新宿区において、それぞれ6カ所の保育所に勤務する保育士を対象にアンケート調査を実施している⁽³²⁾。大泉町では137名の保育士から、新宿区では155名の保育士から回答を得ている。保育の難しさを感じた経験を尋ねると、大泉町では91.7%の保育士が、新宿区では79.3%の保育士が困難を感じたことがあると回答している。どのような難しさを経験しているのかというと、最も多いのは「子どもに伝えたいことが伝わらない」で、大泉町で69.4%、新宿区で46.7%であった。次に多かったのが「保護者の協力を得にくい」で、大泉町で56.0%、新宿区で44.0%であった。次いで、「子どもの集中が続かない」「連絡帳の記載に手がかかる」などが挙げられている。子どもとも保護者とも言葉でのコミュニケーションに限界がある中で、保育士が保育の難しさを感じていることが垣間見える。

和田上貴昭らは、2017年10月に東京都内の2自治体で運営されている6カ所の保育所に勤務する保育士を対象にアンケート調査を実施し、90名の保育士から回答を得ている⁽³³⁾。二つの自治体のうち一方は全人口に占める外国籍の割合が10%以上と比較的高く、もう一方の自治体は2%未満と比較的低い。外国にルーツをもつ子どもの保育において戸惑ったことで最も多かったのが、言葉、意思疎通に関することで、会話が活発になる時期に来日した子どもが緘黙になり、全くコミュニケーションがとれなかった事例などが紹介されている。次に多かったのが、宗教、習慣、食事に関することで、母国と日本の保育所の習慣の違いがなかなか理解できないこと、宗教上の理由から給食に特別な配慮が必要なことなどが挙げられている。外国にルーツをもつ子どもの保護者への対応で戸惑ったことでも一番多かったのが、

言葉、意思疎通に関することで、園からのお知らせがうまく伝わらず、直接話そうとしても言葉の壁があり、なかなか通じないもどかしさが報告されている。また、日本語での日常会話には通じるが、プリントや掲示物などの文章が理解できない事例などもあったという。外国にルーツをもつ子どもの受け入れ経験の多い自治体の保育士の方が、経験の少ない自治体の保育士よりも具体的な保育内容の記述が多かったことも指摘されている。

鬼頭弥生は、2019年11月に外国にルーツをもつ子どもが全園児の10%程度の少数地域の二つの保育所において、41名の保育士に「困り感」についてアンケート調査を実施している⁽³⁴⁾。一つは同一国籍型、もう一つは多国籍型である。外国にルーツをもつ子どもや保護者との関わりで困っていることとして、どちらの保育所からも、子どもや保護者の話す言葉が分からない、自分が発する日本語が伝わらない、共通言語を持たないので伝え合いができないといった回答が寄せられた。さらに、多国籍型の保育所の保育士からは、どの子にも分け隔てなく寄り添いたいと思っているのに、一人だけのために特別なことは出来ないという「困り感」が伝えられた。一方、同一国籍型の保育所の保育士からは、お互い同じ母語を使用する子どもたちのため、保育士同士が互いに協力しやすいことが確認された。少数地域においては多国籍型と同一国籍型の「困り感」の違いが顕著に表れていると、鬼頭は指摘している。

石井章仁らは、2019年11月から12月にかけて全国の3,263の保育所に質問紙調査を実施した⁽³⁵⁾。在留外国人の登録者数が多い100自治体に、近年外国人の流入が増加している4自治体を加えた104の自治体の公立と私立の保育所を対象とした。施設長と保育士のそれぞれに質問紙を送付したところ、908名の施設長、864名の保育士から回答を得た。多文化保育を行う上で、「言葉・コミュニケーション」「文化・宗教・食育」「保育方法」「子育て支援」「日本文化・生活の伝達」などが課題となっていることが示されている。

2. 保育者の工夫

上記のいくつかの先行研究からは、外国にルーツをもつ子どもの保育やその保護者への対応において、おしなべて保育者は言葉が通じずコミュニケーションが取りにくいことを大きな困難ととらえ、食事、宗教、文化の違いへの対応に戸惑っていることが浮かび上がってきた。そうした戸惑いや「困り感」を解決しようと、保育者はどのような工夫を凝らしているのであろうか。

全国幼児教育研究協会の訪問調査によると⁽³⁶⁾、保育者は以下のような点に工夫している。「外国人幼児が安心感をもてるようにする」ことを第一に考え、言葉の理解や発語を促すだけでなく、スキンシップをとりながら信頼関係を築いていくこと、皆でつながっていける鬼ごっこなどの遊びを取り入れ、一緒に遊べて楽しかったという感覚を持てるようにすること、言葉がけの中に母語を入れてみることなどである。また、わらべうたや集団遊びは言葉と動作が一致しているので、言葉を覚えるのに有効であったという。外国人幼児の保護者への対

応においては、通訳が配置されている場合は相互理解が進みやすいが、そうではない場合、母語あるいは英語を話せる保護者が通訳をしている事例も報告されている。宗教や文化に配慮を要する国もあるので、それぞれの国の事情を知ることの必要性も指摘されている。

和田上貴昭らの調査では⁽³⁷⁾、外国にルーツをもつ子どもの保育において工夫した点として、意思伝達が困難な子どもに対して、笑顔で毎日声かけしたり、次の行動に移る際には手をつないだりしていく中で、少しずつ心を開いてくれるようになったという。できるかぎり簡単な言葉で伝えたり、子どもの母語を用いたり、感情を表す絵カードやイラストなどを用いてやりとりした事例も紹介されている。保護者への対応においては、ジェスチャーや絵を使って説明したり、簡単な文章を保護者の母語で伝えてみたり、文字ではなくイラストを用いたお知らせを作成したことなども報告されている。

石井章仁らの訪問調査は⁽³⁸⁾、多文化保育における工夫として、言葉が通じにくいことを補うために、保育者が視覚的な工夫を多く取り入れていることを明らかにしている。例えば、子どもの遊びや生活の場面において、子どもに分かりやすい「絵カード」を活用している事例、保護者にスケジュールや持ち物を伝える際に、分かりやすい「イラストや写真」を活用している事例などが報告されている。

松山有美や石井章仁らは⁽³⁹⁾、そうした視覚を利用した保育教材に注目した調査を継続している。長年、多文化保育の経験を積んできた園では、数カ国語に翻訳された絵カードをコミュニケーションツールとして活用したり、数カ国語の「連絡帳」を作成したり、「離乳食の進め方」、「ケガの報告用の体の絵」、「誕生会などの日常の保育の内容」なども数カ国語で作成し掲示しているという。そのような園では、毎年、内容が更新されていくので、さまざまな保育場面や伝達事項の翻訳された絵カードやお知らせなどが、かなり蓄積されてきていることも報告されている。

こうした先行研究からは、外国にルーツをもつ子どもとその保護者に向き合う保育者が、多くの困難や葛藤を抱えながらも、その解決を目指してさまざまな工夫を凝らしていることが浮かび上がってきた。だが、保育者や園の努力だけでは限界があり、保育者や園からは、行政の支援を望む声が数多く寄せられている⁽⁴⁰⁾。そこには、通訳者の派遣や翻訳機器の配置といった人的・物的リソースの要望とともに、多文化保育に関する研修への要望も含まれている。現職者への研修が切実な問題であることは言うまでもないが、今後の検討課題としたい。代わりに、本稿では最後に、研修と同様に大きな意味をもつ大学における保育者養成について考察する。

Ⅲ. 保育者養成課程における講義科目「多文化保育」の現状と課題

現在、日本の保育者養成課程には、多文化保育に関する科目は必修科目として位置づけら

れていない。しかしながら、保育者養成の段階で、多文化保育に関する理論的な学習が必要であると考え、科目を設置している大学も少なくない。そうした大学がどれほどあるのか、現時点でその総数をとらえることはできないが、例えば、以下の大学のウェブサイトでは多文化保育に関わる内容を有する科目の2022年度のシラバスが公開されている。

表1. 講義科目「多文化保育」の開講状況

科目名	大学名
多文化保育論	埼玉学園大学人間学部子ども発達学科
多文化保育研究	常磐会学園大学国際こども教育学部国際こども学科
多文化共生保育	近畿大学九州短期大学保育科
教育方法論Ⅰ（多文化保育）	足利短期大学こども学科
多文化保育論	十文字学園女子大学教育人文学部幼児教育学科
多文化保育	名古屋経営短期大学子ども学科
多文化共生保育・教育実践	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科子ども支援学専攻
多文化保育・子育て演習	東京福祉大学短期大学部子ども学科
保育探究演習（多文化保育）	四天王寺大学短期大学部保育科
子ども文化特講	東京純心大学現代文化学部こども文化学科
異文化理解と子育て	宇都宮共和大学こども生活学部

また、「多文化保育」という科目は設置されていないが、「保育内容総論」、「子どもと異文化理解」といった科目の1回か2回の授業内で、多文化保育に関する内容に触れているシラバスもいくつか見受けられる。

表2. 「多文化保育」を含む講義科目の開講状況

科目名	大学名
保育内容総論（2022年度） 第9回 保育の多様な展開（2） ・統合保育を通して保育者が学ぶこと ・多文化共生保育	福岡こども短期大学こども教育学科
保育内容総論（2021年度） 第13回 特別な保育を必要とする乳幼児の指導 （多文化保育・教育など）の在り方を考えるため、 子ども達や保護者の置かれた現状を知り、望ましい	名古屋女子大学短期大学部保育学科

保育・教育の方法を探る	
子どもと異文化理解（2022年度） 第14回 乳幼児期からの異文化間教育 ・乳幼児期からのアンチバイアス教育について考える	鎌倉女子大学児童学部児童学科
保育内容総論（2022年度） 第10回 多文化共生の保育	東京純心大学現代文化学部こども文化学科
文化基礎・人間学研究C（2022年度） 第10回 アンチ・バイアスカリキュラム 第11回 多文化共生保育・教育	聖学院大学人文学部児童学科

こうした大学のシラバスには科目担当者の専門的知見が反映されているが、以下のような項目は比較的よく取り上げられている。

- ・在日外国人を取り巻く現状
- ・諸外国の保育制度と子育て支援の現状
- ・アンチバイアス・カリキュラム
- ・3法令（保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）にみられる多文化共生の理念
- ・多文化共生保育の実現に向けた課題

ここで、筆者の勤務する名古屋経営短期大学子ども学科の「多文化保育」のシラバスを取り上げたい。もともと比較教育、多文化・多言語教育、バイリンガル教育といった教育学の領域を専門に研究してきた筆者は、2021年度に名古屋経営短期大学子ども学科に着任し、「多文化保育」という科目を初めて担当することとなった。そこで、これまでの経験を踏まえ、以下のようなシラバスを作成し講義を進めている。

表3. 名古屋経営短期大学子ども学科における「多文化保育」のシラバス

第1回	イントロダクション：多文化共生社会とは
第2回	日本の社会における多様性
第3回	日本の社会における多様な子どもたち（1）オールドカマー
第4回	日本の社会における多様な子どもたち（2）ニューカマー①
第5回	日本の社会における多様な子どもたち（3）ニューカマー②
第6回	日本の社会における多様な子どもたち（4）アイヌの人々

第7回	日本の社会における多様な子どもたち (5) 沖縄の人々
第8回	日本の社会における多様な子どもたち (6) 障害をもつ人々①
第9回	日本の社会における多様な子どもたち (7) 障害をもつ人々②
第10回	日本の社会における多様な子どもたち (8) ジェンダー
第11回	日本の社会における多様な子どもたち (9) 貧困
第12回	諸外国における多文化教育・多文化保育 (1)
第13回	諸外国における多文化教育・多文化保育 (2)
第14回	3法令にみられる多文化共生の理念と保育現場の課題
第15回	多文化共生保育を目指した現場の取り組み
第16回	学期末試験

大学が立地している地域には外国籍の人々が生活者として多数居住しており、学内には留学生も含めて外国籍の学生も少なからず在籍している。学生たちは意識しているか否かに関わらず、日々、多様な文化背景をもつ人々と接している。実習先の保育園や幼稚園に外国籍の子どもが在園していたため、保育者がさまざまな工夫を凝らして子どもたちに向き合っている姿を見てきた学生も少なくない。また、講義が進むにつれ、幼稚園や小学校のときに外国籍の子がクラスにいたことを思い出す学生もいる。こうした学生たちに、改めて多文化共生というテーマに気づいてもらい、多文化共生保育の理念や課題を理解するとともに、将来、保育者になった際に、自分ならば多様な子どもたちにどのように向き合うことができるかを考えてもらいたいとの思いから、筆者は上記のようなシラバスを作成し、講義に臨んでいる。

おわりに

保育者養成課程において多文化保育に関する理論と実践を学ぶことの重要性についてはかねてより指摘されてきた。例えば、宮崎元裕は、保育現場に外国人の子どもが増加しているにもかかわらず、外国人に対する多文化保育への関心が低いことについて、10年以上前から警鐘を鳴らしている⁽⁴¹⁾。保育者の多くが「保育者として働く以前には、異文化に対する関心・知識がほとんどなかった」ように思われること、そしてそれは、「これまでの保育士・幼稚園教諭の養成課程において、外国人に対する保育を前提とした知識提供がほとんど行われていないこと」に起因すると述べている。

ト田真一郎も、多文化共生保育に関わる保育者養成について、「保育者の意識のありようによって、多文化共生保育の方向付けは変化し、それが共生に向かう可能性も同化に向かう可能性も有しているということから考えれば、多文化共生の視点に立った保育者養成のありよ

うを検討することは重要であろう」と指摘している⁽⁴²⁾。

こうしたト田の指摘を踏まえ、保育者養成校における「多文化共生保育」の講義のあり方を検討している高井芳江は、保育者養成課程で多文化理解と外国籍児を含む保育の実践を学ぶことの重要性を説いている⁽⁴³⁾。具体的には、「子どもの権利・多文化共生の理解」、「言語への支援」、「食事及び文化の理解」、「保護者への支援」などを挙げ、保育者養成課程におけるカリキュラムの充実を図るべきことを提言している。

日本の社会が多様な背景をもつ人々とともに穏やかに暮らしていけるような社会となるためにも、保育者養成課程における多文化保育の学びの重要性がますます高まってきているように思われる。保育者養成課程で学ぶ学生たちには、保育の現場に出る前の段階で、異なる文化への理解を深めるとともに、多文化保育の基本的な知識や技能を是非とも身につけてもらいたいと願っている。

【注】

- (1) 出入国在留管理庁「令和3年6月末現在における在留外国人数について」2021年10月15日、https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00017.html、2022年8月28日。
- (2) 日本保育協会『保育の国際化に関する調査研究報告書』平成20年度、2009年3月、4-8頁。
- (3) 全国幼児教育研究協会「幼児期における国際理解の基盤を培う教育の在り方に関する調査研究—外国籍等の幼児が在園する幼稚園の教育上の課題と成果から—」平成28年度文部科学省委託『幼児期の教育内容等深化・充実調査研究』2017年3月、6-7頁。
- (4) 萩原元昭『多文化保育論』学文社、2008年、7頁。
- (5) 品川ひろみ「外国人集住地域における多文化保育の現状とその背景—日本とスウェーデンの比較から—」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第138号、2021年6月、32-33頁。
- (6) ト田真一郎「日本における多文化共生保育研究の動向」『エデュケア』第33号、2012年、31頁。
- (7) 厚生労働省編『保育所保育指針解説』フレーベル館、2018年3月、235頁。
- (8) 同上。
- (9) 同上書、246頁。
- (10) 同上。
- (11) 文部科学省編『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、2018年3月、200頁。
- (12) 同上書、211頁。
- (13) 内閣府・文部科学省・厚生労働省編『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』フレーベル館、2018年3月、265頁。
- (14) 同上書、273頁。
- (15) 厚生労働省編、前掲書、287頁。

- (16) 同上。
- (17) 内閣府・文部科学省・厚生労働省編、前掲書、309頁。
- (18) 厚生労働省編、前掲書、288頁。
- (19) 同上。
- (20) 内閣府・文部科学省・厚生労働省編、前掲書、310頁。
- (21) 文部科学省編、前掲書、124頁。
- (22) 同上書、129頁。
- (23) 同上。
- (24) 内閣府・文部科学省・厚生労働省編、前掲書、118頁。
- (25) 同上書、123頁。
- (26) 厚生労働省編、前掲書、336頁。
- (27) 同上。
- (28) 内閣府・文部科学省・厚生労働省編、前掲書、361頁。
- (29) 卜田真一郎、前掲書、14頁。
- (30) 日本保育協会、前掲書、30-31頁。
- (31) 全国幼児教育研究協会、前掲書、79頁。
- (32) 品川ひろみ、前掲書、31-54頁。
- (33) 和田上貴昭・乙訓稔・松田典子・渡辺治・高橋久雄・三浦修子・廣瀬優子・長谷川育代・高橋滋孝・高橋智宏・高橋紘「外国にルーツをもつ子どもの保育に関する研究」『保育科学研究』第8巻、2017年、16-23頁。
- (34) 鬼頭弥生「ルーツの異なる子ども同士の関わり方について―保育士の抱える葛藤に焦点をあてて―」『東海学院大学短期大学部紀要』第46号、2020年、1-13頁。
- (35) 石井章仁・韓在熙・林悠子・松山有美・三井真紀「多文化保育とその研修に関する実態研究―保育者の『困り感』に注目して―」『2019年度 保育士養成研究所報告書』2020年8月、19-31頁。
- (36) 全国幼児教育研究協会、前掲書、80-83頁。
- (37) 和田上貴昭・乙訓稔・松田典子・渡辺治・高橋久雄・三浦修子・廣瀬優子・長谷川育代・高橋滋孝・高橋智宏・高橋紘、前掲書、19-20頁。
- (38) 石井章仁・韓在熙・林悠子・松山有美・三井真紀、前掲書、28頁。
- (39) 松山有美・石井章仁・韓在熙・林悠子・三井真紀「多文化保育に関わる保育方法の実践と課題―保育者の「困り感」と視覚的保育教材に注目して―」『日本福祉大学子ども発達学論集』第13号、2021年1月、13-22頁。
- (40) 石井章仁・韓在熙・林悠子・松山有美・三井真紀、前掲書、29頁。
- (41) 宮崎元裕「日本における多文化保育の意義と課題―保育者の態度と知識に注目して―」『京都女子大学発達教育学部紀要』第07号、2011年2月、129-137頁。

- (42) 卜田真一郎、前掲書、30頁。
- (43) 高井芳江「保育者養成課程における多文化共生保育のあり方に関する一考察—多文化共生保育の講義をどう構築するか—」『名古屋女子大学紀要』第65号、2019年、323頁。